

高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金 申請の流れ

1. 申請書類を入手

【入手先】

- 県庁ホームページから印刷またはダウンロード
 - 県庁本庁舎1階ロビーで受け取る
 - 県合同庁舎及び県税事務所で受け取る
 - 各市町村役場で受け取る
- ※住所等は、「給付等要領 別表3」を参照

3. 申請書類の提出

※感染防止のため、持参による申請は受付けておりません。

① 郵送

簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。(送料は申請者負担)

【送付先】〒780-8570 高知県庁
「高知県営業時間短縮要請対応
臨時給付金 申請受付係」行

② オンライン

現在準備中ですので準備が整い次第、
県庁ホームページでお知らせします。

申請受付期間

令和3年2月10日(水)
～令和3年4月9日(金) ※当日消印有効

2. 申請書類の作成 ※詳細は「給付等要領 別表2」を参照ください。

【記入する書類】

- 申請書(様式1)
- 該当要件申告書(様式2)
- 売上減少等の証明申請書(様式3)
- 誓約書(様式4)

支援機関等での証明

売上減少等の証明申請書(様式3)

は認定経営革新等支援機関等
(税理士・金融機関、商工会・商工会議所等)
で必ず証明を受けてください。

(農業者・漁業者の方は県内の農業協同組合や
漁業協同組合で証明を受けられる場合がありますので、
ご相談ください。)

【添付する書類】(すべて写しで可)

- 本人確認書類(※1)
(法人の場合は法人代表者のもの)
- 営業に必要な許可等を取得していることが分かる書類(※1、2)
- 振込先口座と口座名義が分かる通帳等

- (※1) 国の持続化給付金「給付通知書」の写しの添付に代えることができます。
- (※2) 許可等を必要としない業種の場合は不要です。

4. 入金

2月下旬以降、
口座に振込予定

※審査の結果、
不給付となる場合
があります。

【お問い合わせ先】

高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金
申請手続相談窓口(コールセンター)

TEL: 088-823-9875

受付時間: 午前9時から午後5時まで
(土日、祝日を含む)

※お住まいの市町村ではなく、こちらにお問い合わせ
ください。

審査